

港長公示第8号

港則法第39条第1項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第2項の規定により、公示する。

令和5年8月2日

関門港長



海峡花火大会の開催に伴う航泊の禁止について

関門港門司区西海岸ふ頭沖合及び下関区岬之町ふ頭沖合において、花火大会が行われるため、下記のとおり船舶の航泊を禁止する。

ただし、関門港長が認めた船舶及び当該行事に従事する船舶を除く。

なお、荒天等により行事が中止された場合は、航泊の禁止を解除する。

記

1 期 間

令和5年8月13日（日）午後6時30分から午後9時30分までの間
ただし、午後9時30分までに行事が終了した場合は、安全が確認された時間までとする。

2 区 域（別図参照）

（1）関門港門司区

次の各地点を順次結んだ線及び陸岸により囲まれた海域

- ① 北緯 33 度 56 分 45.7 秒 東経 130 度 57 分 28.8 秒
- ② 北緯 33 度 57 分 03.1 秒 東経 130 度 57 分 12.8 秒
- ③ 北緯 33 度 56 分 46.9 秒 東経 130 度 56 分 58.3 秒
- ④ 北緯 33 度 56 分 30.3 秒 東経 130 度 57 分 13.5 秒

（2）関門港下関区

次の各地点を順次結んだ線及び陸岸により囲まれた海域

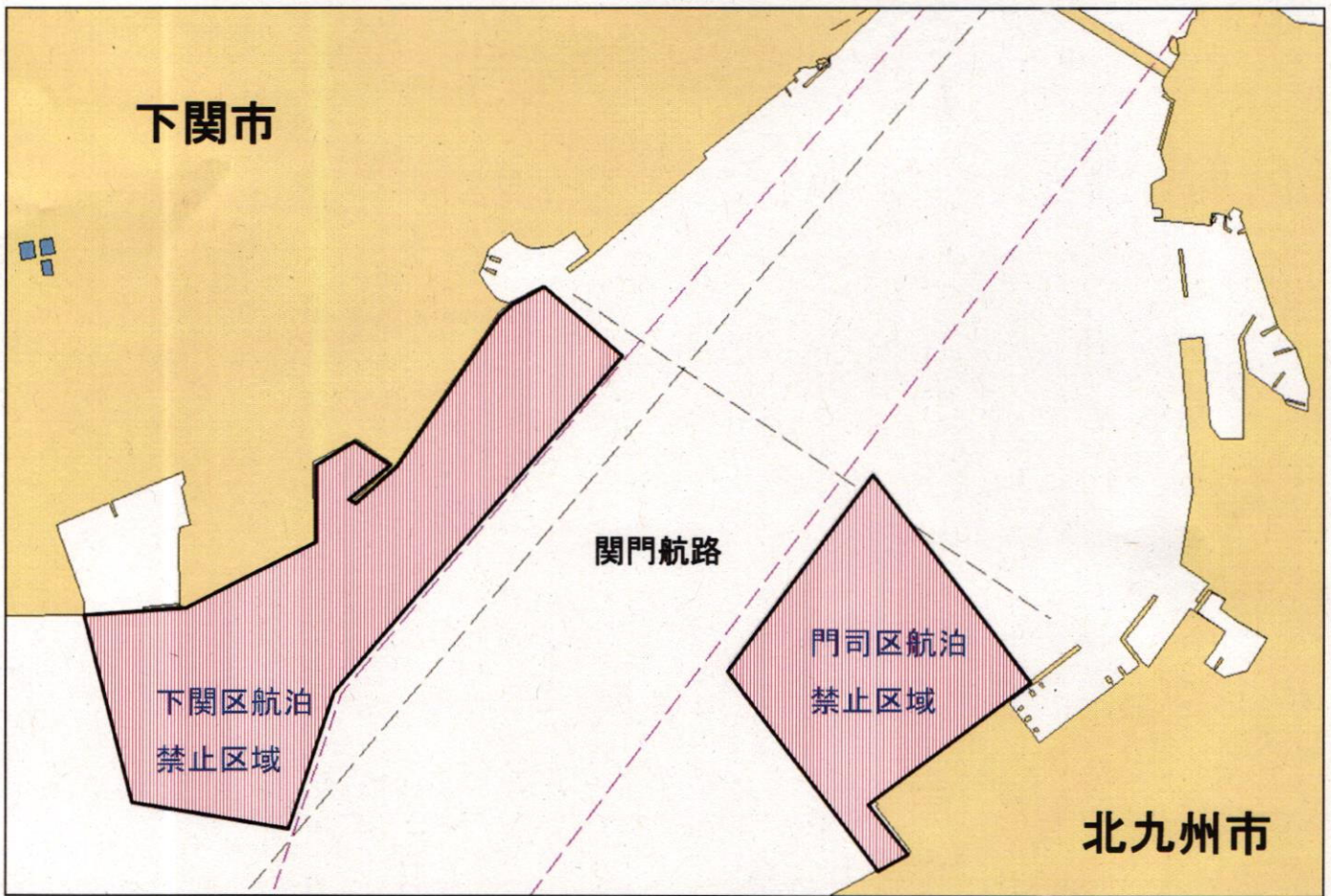
- ⑤ 北緯 33 度 57 分 18.3 秒 東経 130 度 56 分 39.5 秒
- ⑥ 北緯 33 度 57 分 12.6 秒 東経 130 度 56 分 47.8 秒
- ⑦ 北緯 33 度 56 分 44.6 秒 東経 130 度 56 分 18.7 秒
- ⑧ 北緯 33 度 56 分 33.2 秒 東経 130 度 56 分 14.1 秒
- ⑨ 北緯 33 度 56 分 35.3 秒 東経 130 度 55 分 58.4 秒
- ⑩ 北緯 33 度 56 分 50.9 秒 東経 130 度 55 分 53.5 秒
- ⑪ 北緯 33 度 56 分 51.5 秒 東経 130 度 55 分 59.3 秒

3 備 考

- （1）航泊禁止期間中、現場付近に警戒船（門司区側 9 隻、下関区側 6 隻）が配備される。
- （2）航泊禁止区域を明示するために、標識船（門司区側 2 隻、下関区側 3 隻）が配備される。
- （3）航泊禁止期間中、巡視艇が警戒にあたるので、同艇から指示があった場合はこれに従うこと。

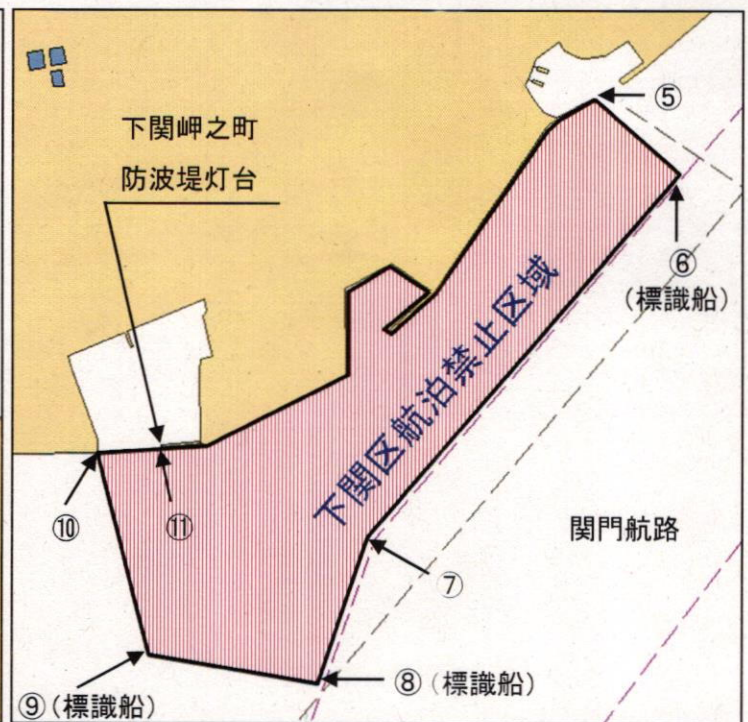
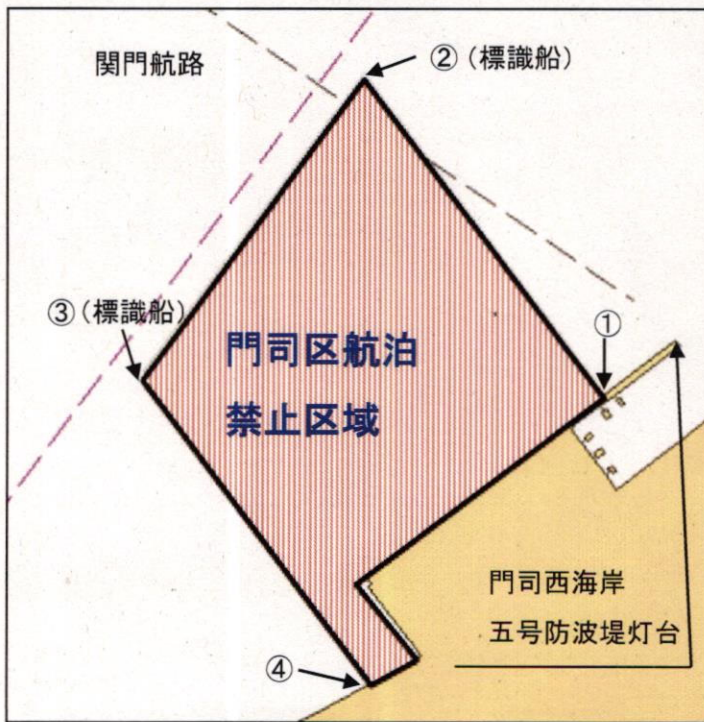
【航泊禁止区域 全体図】

別 図



【門司区航泊禁止区域】

【下関区航泊禁止区域】



【関門港門司区】

- | | |
|----------------|---------------|
| ① 北緯33-56-45.7 | 東經130-57-28.8 |
| ② 北緯33-57-03.1 | 東經130-57-12.8 |
| ③ 北緯33-56-46.9 | 東經130-56-58.3 |
| ④ 北緯33-56-30.3 | 東經130-57-13.5 |

【関門港下関区】

- | | |
|----------------|---------------|
| ⑤ 北緯33-57-18.3 | 東經130-56-39.5 |
| ⑥ 北緯33-57-12.6 | 東經130-56-47.8 |
| ⑦ 北緯33-56-44.6 | 東經130-56-18.7 |
| ⑧ 北緯33-56-33.2 | 東經130-56-14.1 |
| ⑨ 北緯33-56-35.3 | 東經130-55-58.4 |
| ⑩ 北緯33-56-50.9 | 東經130-55-53.5 |
| ⑪ 北緯33-56-51.5 | 東經130-55-59.3 |